

【身体障害者手帳・療育手帳】日常生活用具の給付対象者一覧

種目	給付対象者	性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障がい者	腕又は脚の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1級の障がい者（障がい児の場合は、2級以上の者）及び知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度の者で、原則として3歳以上のもの	^{じよくそう} 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級の障がい児・者で、原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障がい児・者で、原則として3歳以上のもの（入浴において家族等他人の介助を要する者に限る。）	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障がい児・者で、原則として学齢	介助者が容易に使用できるもの	5年	15,000円

	児以上のもの（下着交換等において家族等他人の介助を要する者に限る。）			
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児・者で、原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障がい児・者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	159,000円
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児で、原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブル付きのもの	5年	33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児で、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいをもつ、入浴において家族等他人の介助を要する障がい児・者で、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児・者で、原則として学齢児以上のもの	障がい児・者が容易に使用できるもの（手すりを取り付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改	8年	4,450円

		修を伴うものを除く。		
頭部保護 帽	下肢、体幹、平衡又は移動機能に障がいがあり、歩行困難又は歩行が不安定な障がい児・者及び知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革製 15,200円 スポンジ・革・プラスチック製 36,750円
歩行補助 つえ	下肢、体幹又は平衡機能に障がいがある障がい児・者で、原則として3歳以上のもの	T字又は棒状のもの（夜光材を附帯することができる。）	3年	3,000円 夜光材付きとした場合は、410円（全面夜光材付きとした場合は1,200円）増しとする。
移動・移 乗支援用 具	下肢、体幹又は平衡機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を要する障がい児・者で、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差	8年	60,000円

		解消等の用具		
特殊便器	上肢機能障害２級以上の障がい児・者及び知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難である原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにより温水・温風を出すことができるもの又は知的障がい児・者を介護している者が容易に使用できるもので温水・温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	身体障害等級２級以上の障がい児・者及び知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	身体障害等級２級以上の障がい児・者及び知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年	28,700円

電磁調理器	視覚障害２級以上の障がい者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び知的障がい者として判定された障がいの程度が重度又は最重度の者で、１８歳以上のもの	障がい者が容易に使用できるもの	６年	４１，０００円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の障がい児・者で、原則として学齢児以上のもの	視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	１０年	７，０００円
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害２級の障がい者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年	８７，４００円
人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受けている障がい児・者で、医療保険の適用となる体外装置を装用後５年を経過しているもの	聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの	５年	３５０，０００円
人工内耳用電池	人工内耳を装用している障がい児・者	聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの	—	月額 ２，５００円
人工内耳用充電電池	人工内耳を装用している障がい児・者	聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの	２年	２０，０００円
人工内耳用充電器	人工内耳を装用している障がい児・者	聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの	３年	２５，０００円
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の障がい児・者で、自	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	５１，５００円

	己連続携行式腹膜灌流 法（CAPD）による透析 療法を行うもの			
ネブライ ザー	呼吸器機能障害３級以 上の障がい児・者及び 同程度の障がいを有す る障がい児・者で、原 則として学齢児以上の もの	障がい児・者が容易に 使用できるもの	５年	３６，０００円
電気式た ん吸引器	呼吸器機能障害３級以 上の障がい児・者及び 同程度の障がいを有す る障がい児・者で、原 則として学齢児以上で 必要と認められるもの	障がい児・者が容易に 使用できるもの	５年	５６，４００円
酸素ボン ベ運搬車	医療保険における在宅 酸素療法を行う障がい 者	障がい者が容易に使用 できるもの	１０年	１７，０００円
盲人用体 温計（音 声式）	視覚障害２級以上の障 がい児・者（盲人のみ の世帯及びこれに準ず る世帯）で、原則とし て学齢児以上のもの	視覚障がい児・者が容 易に使用できるもの	５年	９，０００円
盲人用体 重計	視覚障害２級以上の障 がい者（盲人のみの世 帯及びこれに準ずる世 帯）	視覚障がい者が容易に 使用できるもの	５年	１８，０００円
視覚障が い者用音 声ICタグ レコーダ	視覚障害２級以上の障 がい児・者で、原則と して学齢児以上のもの	視覚障がい児・者が容 易に使用できるもの	６年	５９，８００円

ー				
携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能に障がいをもつ児童・若しくは発声・発語に著しい障がいをもつ肢体不自由児・若しくは、原則として学齢児以上のもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・若しくはが容易に使用できるもの	5年	98,800円
情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚に障がいをもつ児童・若しくは、原則として3歳以上のもの	障がい児・若しくはが容易に使用できるパーソナルコンピュータの周辺機器又はアプリケーションソフト	5年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の障がい者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障がい児・若しくは者	視覚障がい児・若しくはが容易に使用できるもの（点筆を附帯することができる。）	標準型 7年 携帯用 5年	10,400円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の障がい児・若しくは者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障がい児・若しくはが容易に使用できるもの	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障がい児・若しくは者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円

		の再生が可能な製品 で、視覚障がい児・者 が容易に使用できるもの		
視覚障がい者用活字文書読上装置	視覚障害２級以上の障がい児・者で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	６年	９９，８００円
視覚障がい者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障がい児・者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読み取り、印刷物等のものに置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	８年	１９８，０００円
盲人用時計	視覚障害２級以上の障がい者	視覚障がい者が容易に使用できるもの	１０年	１３，３００円
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がい者を有する障がい児・者（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者）で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用できるもの	５年	７１，０００円
聴覚障がい者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障がい児・者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字	６年	８８，９００円

置		幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの		
人工喉頭	音声機能に障がいをする障がい児・者で、喉頭を摘出したもの	障がい児・者が容易に使用できるもので、笛式又は電動式のもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 気管カニューレ付きの場合は、3,100円増しとする。 電動式 70,100円
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。	—	—
ストーマ装具	ぼうこう膀胱又は直腸機能に障がいをする障がい児・者で、ストーマを造設したもの	尿又は便を処理するためのもの（別表第2に掲げる用品を附帯することができる。）	—	消化器系 9,050円 尿路系 11,850円 （価格は、各々1箇所当たりで、別表第2に掲げる用品を含む月額）
紙オムツ等	原則として3歳以上の障がい児・者で、次に該当するもの 1 ストーマ装具を着できない者で、必	次のいずれかの物とする。 ア 紙オムツ イ 脱脂綿、サラシ、ガーゼ	—	月額 12,350円

	要とするもの 2 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛^{こう}を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、必要とするもの 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、必要とするもの 4 6歳以前に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害又はこれと同程度の障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者で、必要とするもの	ウ 洗腸装具		
収尿器	下肢又は体幹機能に障がい^{がい}を有する障がい^{がい}児・者で、排尿障害のある者	障がい児・者が容易に使用できるもの	1年	男性用 7,700円 女性用 8,500円
住宅改修費	下肢若しくは体幹機能に障がい^{がい}を有し、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変により運動機能（移動機能に限	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

	る。)に障がい有する障がい児・者で、障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器に取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の障がい児・者			
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器又は心臓機能に障がい有する障がい児・者及び同程度の障がい有する障がい児・者で、在宅酸素療法を行っているもの又は人工呼吸器を常時使用しているもの	障がい児・者が容易に使用できるもの	5年	42,000円

(注)

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

ストーマ装具（消化器系・尿路系）と同時申請できる用品

用品名
1 皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ
2 皮膚保護パウダー
3 皮膚保護ウエハー
4 コンベックス・インサート
5 フィルムドレッシング材・サージカルテープ
6 皮膚被膜剤（スキンバリア）
7 粘着剥離剤（リムーバー）
8 皮膚清浄剤

9 ガーゼ、脱脂綿

10 消臭剤（ストーマ専用）

11 潤滑剤

12 凝固剤

13 ストーマ用ベルト

14 ストーマレッグバッグ（レッグバックベルトを含む。）

15 ナイト・ドレーナージバッグ

16 ストーマ袋カバー

17 ストーマ用ハサミ、フレンジカッター

18 ストーマ用腹帯・サラシ・オストミーパンツ

19 入浴用補助具

20 洗腸用具